

成年後見制度利用支援事業助成金のご案内

趣旨：成年後見制度を利用するにあたり、費用を負担することが困難な方に対し大豊町が助成を行います。

①裁判所申立て費用助成(申立て前)

対象者

- (1) 申立てを行う者が住民税非課税世帯であり、単身世帯で預貯金等の額が150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下であること。
- (2) その他町長が認める者。

助成額

	費用の項目	助成額の上限
1	収入印紙	費用の実費
2	郵便切手	費用の実費
3	診断書料	10,000円
4	鑑定料	費用の実費
5	証明書等の取得手数料	費用の実費
6	申立て書類等作成依頼手数料	100,000円
7	その他	費用の実費

②成年後見人等の報酬費用助成(申立て後)

対象者(被後見人)

- (1) 本町に住所があり、生活保護を受けている者。
- (2) 介護保険法に基づく本町の住所地特例対象被保険者で生活保護を受けている者。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、本町が介護給付費等の支給決定を行っている者で生活保護を受けている者。
- (4) 資産及び収入の状況から前各号に準じると認められる者
- (5) その他町長が認める者。

助成額・基準額

家庭裁判所による報酬付与審判によって決定された報酬額と次に掲げる基準額との差額とする。ただし、報酬額が基準額を上回る場合は助成しない。

- (1) 施設等に入所している場合 月額15,000円
- (2) 在宅者である場合 月額20,000円

問い合わせ先

権利擁護窓口やまがら(地域福祉課内)

電話番号:0887-72-0450

